

# 養蜂等振興強化推進について

～花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業、在来種マルハナバチの利用拡大支援事業～

令和7年6月版

農産局園芸作物課  
花き産業・施設園芸振興室

＜対策のポイント＞

養蜂振興のため、蜜源植物の確保や植栽状況の実態把握、蜂群配置調整の適正化やダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理技術の普及に向けた取組を支援します。また、花粉交配用昆虫の安定確保を図るため、園芸産地と養蜂家の連携や在来種マルハナバチの利用拡大、健全な蜂群の供給に向けた技術導入の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 蜜源植物の植栽面積拡大や適正な蜂群配置調整、ダニ被害低減による蜂群数増加（21万5千群〔令和元年度〕→30万群〔令和11年度まで〕）
- セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換の加速化

＜事業の内容＞

1. 蜂群配置調整適正化支援

① 蜂群配置調整の適正化に向けた環境整備のため、蜂群の位置情報や蜜源植物の植栽状況の実態把握、樹木を中心とした蜜源植物の植栽・管理などの取組、耕蜂連携による蜜源植物の定着化に向けた実証を支援します。

② 適正な蜂群配置調整の参考となる優良事例の調査・分析、蜜源植物の位置や植物の種別、蜂群の位置情報をはじめとする関連データを蓄積・活用するための検討会の開催や地図データの作成を支援します。また、飼育届に付帯する蜜源・採蜜成績等をデジタルデータ化した上で、蜂群数、気象等との相関を分析する取組を支援します。

2. 花粉交配用昆虫の安定確保支援

① 園芸産地において、花粉交配用蜜蜂を養蜂家と連携して安定的に確保する協力プランの作成や蜜蜂の適切な管理技術、他の花粉交配用昆虫による代替技術の実証等を支援します。また、特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換実証を支援します。

② 養蜂家による花粉交配用蜜蜂群の供給体制を強化するための蜂群の低温管理技術の導入や冬期間の管理技術の実証などの取組を支援します。

3. 飼養衛生管理技術向上支援

ダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理、蜜蜂への負荷の少ない輸送方法の検討、蜜蜂の飼養管理の高度化・省力化のための技術の普及などの取組を支援します。

＜事業の流れ＞

国

→ 定額 →

協議会、民間団体等



【お問い合わせ先】（1、2②、3の事業）畜産局畜産振興課（03-3591-3656）  
（2①の事業）農産局園芸作物課（03-3593-6496）

＜事業イメージ＞

養蜂等を取り巻く課題

- 蜜源植物の植栽面積が減少傾向で推移する中、蜜蜂の飼養戸数は趣味養蜂の普及もあって増加しており、一部では飼養者間での蜂群配置に関するトラブルも発生。
- 農薬や熊による被害を避けるよう蜂群の飼養場所に変更の必要が生じて、十分な蜜源を確保することが困難。
- 都道府県による適正な蜂群配置調整を求める声が高まる中、県等が蜜源植物の植栽の状況や蜂群の配置に関する詳細な情報を把握できる仕組みの整備が必要。
- 近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の供給が不安定な傾向にあることから、園芸産地と養蜂家の連携等による花粉交配用蜜蜂の安定確保が必要。
- 施設トマト等の花粉交配に利用されているセイヨウオオマルハナバチは平成18年に特定外来生物に指定されており、平成29年には「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を定めており、在来種マルハナバチへの転換加速化が急務。
- ダニ被害軽減のため、ダニ駆除剤の適正使用等、飼養衛生管理の高度化が必要。
- 養蜂家の高齢化や人手不足などが進展する中で、省力化のための技術普及が必要。

養蜂等振興強化推進事業の実施による課題の解決

事業実施により目指す姿

- 蜂群配置調整の適正化による蜜源の有効利用
- 花粉交配用昆虫の安定確保による施設園芸の体制強化
- 養蜂家の所得増加と地域の活性化
- 蜜蜂の飼養衛生管理技術の向上等による養蜂経営の安定

# 事業の概要

- 養蜂等振興強化推進（花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業、在来種マルハナバチの利用拡大支援事業）はどんな事業？  
施設園芸農家と養蜂家が連携して、  
①花粉交配用蜜蜂を安定的に確保するための技術実証や、  
②特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチから、在来種マルハナバチへ転換するための実証を行い、  
花粉交配用昆虫の安定確保を目指す事業。
- 事業の構成（詳細は、次ページ以降参照）

## 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業（p.5）

原則  
必須

協力プランの作成・検討会の開催

 検証内容や普及手法の検討 など

交付率  
定額

### 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証

-  花粉交配用蜜蜂の効率的な増殖技術
  -  生分解性プラスチック巣箱の利用
  -  冬季の蜜蜂の消耗軽減等の蜜蜂の長寿命化に資する技術
  -  台風やダニ、スズメバチ等の被害防止のための技術
  -  園芸農家の適切な管理技術
  -  蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を使った代替用技術 など
- 交付率  
定額

実証に  
取り組む  
場合は  
推奨\*

マニュアルの作成・講習会等の開催

 マニュアル等の作成、公表

交付率  
定額

 技術講習会等の開催 など

## 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業（p.10）

必須

検討会の開催

 検証内容や普及手法の検討 など

交付率  
定額

必須

在来種マルハナバチの利用技術の実証

 在来種マルハナバチの適切な利用技術の実証

 展示ほ場の設置

交付率  
定額

など

実証に  
取り組む  
場合は  
推奨\*

マニュアルの作成・講習会等の開催等

 マニュアル等の作成、公表

交付率  
定額

 利用技術講習会等の開催 など

\* マニュアル作成等に取り組まない場合、事業計画の審査の段階で、不採択となる場合があります。

# 事業の内容と流れ（花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業）



原則  
必須\*

## 協力プランの作成、検討会の開催

- 先進地視察
- 検証内容や普及手法の検討 など

\* 蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を使った代替併用技術の実証（+マニュアル作成等、講習会の開催等）のみに取り組む場合は検討会を行わなくてもOK



## 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証

- 協力プランに記載する以下の取組を実証。
  - ・ 花粉交配用蜜蜂の効率的な増殖技術
  - ・ 生分解性プラスチック巣箱の利用
  - ・ 冬季の蜜蜂の消耗軽減等の蜜蜂の長寿命化に資する技術
  - ・ 台風やダニ、スズメバチ等の被害防止のための技術
  - ・ 園芸農家の適切な管理技術
  - ・ 蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を使った代替用技術 など



実証に取り組む  
場合は推奨\*

## マニュアルの作成・講習会等の開催

- 実証結果を踏まえた技術マニュアルの作成
- 園芸農家又は養蜂家向けの技術講習会の開催 など

\* マニュアル作成等に取り組まない場合、事業計画の審査の段階で、不採択となる場合もあります。



## 事業成果の評価（成果目標達成の有無の確認）

事業実施期間（1年以内）

事業評価  
（3年後）

# 事業実施主体・交付上限額・成果目標について（花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業）

## 事業実施主体・交付上限額

| 参加者等<br>メニュー                                                             | 事業実施<br>主体 | 農業者         | 養蜂家                 | 都道府県 * 1        | 市町村             | その他<br>農業協同組合、農業協同組<br>合連合会、民間事業者 等 | 交付率 | 交付上限額              |
|--------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|---------------------|-----------------|-----------------|-------------------------------------|-----|--------------------|
| 協力プランの作成、検討会の開催<br>+ 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証<br>+ マニュアルの作成・講習会等の開催          | 協議会        | 5 戸以上<br>参加 | 1 戸以上<br>参加         | 参加              | 必要に応じて<br>参加・協力 | 必要に応じて<br>参加・協力                     | 定額  | (参考額)<br>300万円 * 2 |
|                                                                          | 農業者が組織する団体 | 5 戸以上<br>参加 | 1 戸以上<br>参加         | 必要に応じて<br>参加・協力 | 必要に応じて<br>参加・協力 | 必要に応じて<br>参加・協力                     |     |                    |
| 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証のうち<br>蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を使った代替併用技術の実証（+ マニュアル作成等、講習会の開催等） | 協議会        | 5 戸以上<br>参加 | 必要に<br>応じて<br>参加・協力 | 参加              | 必要に応じて<br>参加・協力 | 必要に応じて<br>参加・協力                     | 定額  |                    |
|                                                                          | 農業者が組織する団体 | 5 戸以上<br>参加 | 必要に<br>応じて<br>参加・協力 | 参加              | 必要に応じて<br>参加・協力 | 必要に応じて<br>参加・協力                     |     |                    |

\* 1 普及組織または農業試験場を含みます  
\* 2 300万円は、あくまで過去の上限額であり、正確な上限額は、公募時に公表する公募要領をご確認ください

## 成果目標

以下のどれか一つを選択。ただし、③は、蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を使った代替併用技術の実証（+マニュアル作成等、講習会の開催等）のみに取り組んだ場合のみ選択可能。

- ① 養蜂家から園芸農家への**花粉交配用蜜蜂の供給率**（実際に養蜂家が供給した巣箱/園芸農家が必要とした巣箱数）が**100%**となること
- ② 園芸農家から養蜂家に**返却された蜂群の生存率**（園芸農家から養蜂家に返却された蜂群数/養蜂家から園芸農家に貸し出す前の蜂群数）が事業実施前から**5ポイント以上向上**すること
- ③ **代替花粉交配用昆虫利用率**（蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を利用・併用する園芸農家数/花粉交配用昆虫を利用する園芸農家数）を事業実施前から**20ポイント以上向上**させること

## 目標年度

- 事業実施年度の3年後  
例) 令和7年度に事業に取り組んだ場合は、令和10年度が目標年度

# 交付対象経費について（花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業）

| 取組内容                                                                                                      | 交付対象経費                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  協力プランの作成、<br>検討会の開催      | ● 会場借料 ● 専門家の旅費・謝金 ● 先進地調査等の旅費<br>● 検討会資料の印刷費 ● 通信運搬費（郵送代）など                                             |
|  花粉交配用蜜蜂の安定<br>確保のための技術実証 | ● 実証に必要な資材購入費<br>● 実証用蜜蜂や実証用代替用花粉交配用昆虫の購入費<br>● 実証を実施することにより必要となる農薬等の生産資材の掛増経費<br>● データ収集に消耗品の購入費や人件費 など |
|  マニュアルの作成・<br>講習会等の開催     | ● 情報発信のための技術講習会等の会場借料 ● 印刷製本費<br>● マニュアル作成や作成に必要な調査のための委託費（謝金）など                                         |

 **交付対象とならない経費** ● 交付決定前の取組に係る経費 など

# 事業の内容と流れ（在来種マルハナバチの利用拡大支援事業）



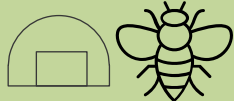
必須

## 検討会の開催

- 先進地視察
- 検証内容や普及手法の検討 など

必須

## 在来種マルハナバチの利用技術の実証



- 在来種マルハナバチの適切な利用技術の実証
  - ・ 適切な利用技術を行った際に、セイヨウオオマルハナバチと比較して、能力が落ちないことや
  - ・ マルハナバチを使用する時期の地域のハウス内の状況下（例えば、多湿）で、在来種マルハナバチの能力が落ちない又は、能力を落とさないように使用できる手法等を実証
- 展示ほ場の設置 など



実証に  
取り組む  
場合は  
推奨\*

## 先進地視察、マニュアルの作成・講習会等の開催

- 情報収集のための先進地視察
- 実証結果を踏まえた利用技術マニュアルの作成
- 園芸農家向けの技術講習会の開催 など

\* マニュアル作成等に取り組まない場合、事業計画の審査の段階で、不採択となる場合もあります。



## 事業成果の評価（成果目標達成の有無の確認）

事業実施期間（1年以内）

事業評価  
（3年後）

# 事業実施主体・交付上限額・成果目標について（在来種マルハナバチの利用拡大支援事業）

## 事業実施主体・交付上限額

| 参加者等<br>事業実施主体 | 農業者                                              | 養蜂家             | 都道府県 | 市町村             | その他<br>農業協同組合、農業協同組合連合会、民間事業者等 | 交付率 | 交付上限額           |
|----------------|--------------------------------------------------|-----------------|------|-----------------|--------------------------------|-----|-----------------|
| 協議会            | 5戸以上参加<br>又は<br>6名以上<br>(対象作物の合計作付面積50a以上)<br>参加 | 必要に応じて<br>参加・協力 | 参加   | 必要に応じて<br>参加・協力 | 必要に応じて<br>参加・協力                | 定額  | (参考額)<br>300万円* |
| 農業者の組織する団体     |                                                  |                 |      |                 |                                |     |                 |

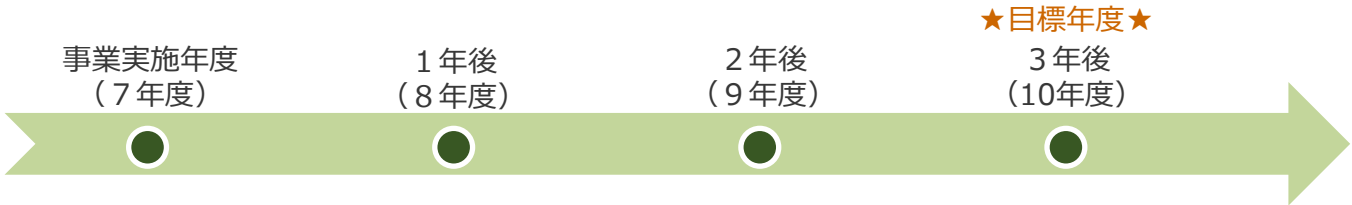
\* 300万円は、あくまで過去の上限額であり、  
正確な上限額は、公募時に公表する公募要領をご確認ください

## 成果目標

- 事業実施地域において、対象作物の栽培にマルハナバチを利用する園芸農家数に占める在来種マルハナバチを利用する農家数の割合を事業実施前から**20ポイント以上増加**させること

## 目標年度

- 事業実施年度の3年後  
例) 令和7年度に事業に取り組んだ場合は、令和10年度が目標年度



# 交付対象経費について（在来種マルハナバチの利用拡大支援事業）

| 取組内容                                                                                                    | 交付対象経費                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  検討会の開催                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会場借料 ● 専門家の旅費・謝金</li> <li>● 検討会資料の印刷費 ● 通信運搬費（郵送代） など</li> </ul>                                                                            |
|  花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実証・展示ほ場の設置に必要なほ場の借上げ経費</li> <li>● 実証に使用する在来種マルハナバチの購入費</li> <li>● 実証を実施することにより必要となる農薬等の生産資材の掛増経費</li> <li>● データ収集に消耗品の購入費や人件費 など</li> </ul> |
|  先進地視察・マニュアルの作成・講習会等の開催 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 先進地調査等の旅費・謝金 ● 印刷製本費</li> <li>● 情報発信のための利用技術講習会等の会場借料</li> <li>● 利用技術マニュアル作成や作成に必要な調査のための委託費（謝金） など</li> </ul>                              |



**交付対象とならない経費**

● 交付決定前の取組に係る経費 など

# 事業開始までの流れ

## 公募

国 ▶ 事業実施主体



## 公募申請

事業実施主体 ▶ 国

事業実施主体は、事業を活用して取り組みたい内容を産地の関係者と調整した上で事業実施計画書を作成し、地方農政局に提出します。



## 選定結果通知・割当内示

国 ▶ 事業実施主体

国は、事業実施計画の内容等に応じて審査・ポイント付けし、選定審査委員会に妥当性を図った上で、予算の範囲内で、ポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を事業実施主体ごとに通知します。



## 交付申請

事業実施主体 ▶ 国

事業実施主体は、割当内示の通知後に、地方農政局長に指定された期日までに交付申請書を提出します。



## 交付決定

国 ▶ 事業実施主体



## 事業開始

事業実施主体は、地方農政局からの交付決定の通知後に事業を開始することができます。

# 事業に関する問合せ先

- ❓ 事業全般について知りたい
- ❓ 公募や公募申請について知りたい
- ❓ 事業を活用して取り組みたいことがあるが、どこに相談すればいいのかわからない
- ❓ 事業を実施するに当たって聞きたいことがある

農林水産省 園芸作物課 施設園芸対策班

☎ 03-3593-6496

## 北海道農政事務所

生産経営産業部 生産支援課

☎ 011-330-8807

## 東北農政局

生産部 園芸特産課

☎ 022-263-1111  
(内線 : 4393)

## 関東農政局

生産部 園芸特産課

☎ 048-740-1033

## 北陸農政局

生産部 園芸特産課

☎ 076-232-4314

## 東海農政局

生産部 園芸特産課

☎ 052-223-4624

## 近畿農政局

生産部 園芸特産課

☎ 075-414-9023

## 中国四国農政局

生産部 園芸特産課

☎ 086-224-9413

## 九州農政局

生産部 園芸特産課

☎ 096-300-6261

## 内閣府沖縄総合事務局

農林水産部 生産振興課

☎ 098-866-1653